

アスベスト対策の充実強化を求める意見書

最近、アスベスト（石綿）関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺住民が、中皮腫や肺がんなどアスベストが原因とみられる疾病で多数死亡している事実が明らかとなった。

1972年にアスベストの発がん性を指摘したWHOや、1986年に石綿条約を採択し、最も危険性が高い青石綿の使用を原則禁止としたILOの対応に対し、国会が石綿条約を承認したのは今年と遅きに失した感があり、国の責任は極めて重いものがあるといわざるをえない。

アスベストを原因とする疾病は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想され、元従業員や家族、周辺住民などの不安を払拭するには、早急に健康被害防止対策、患者救済対策などの一層の充実強化を図る必要がある。

以上のことから、アスベスト対策の充実強化を早急に図るよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 アスベスト取り扱い事業所の労働者およびその家族の健康診断を事業所に徹底するとともに、ばく露が想定される周辺住民等の健康診断体制の整備を図ること。
- 2 現行の制度下で救済の対象とならない事例の労災認定のあり方について検討を行い、早急に結論を得ること。
- 3 労災で救済されない家族・周辺住民の健康被害に対して、その救済制度の在り方について早急に検討を進め、速やかな救済を実現すること。
- 4 廃石綿による二次的な被害を防止するため、現状について調査を進めるとともに、適正処理の徹底を図ること。
- 5 石綿を含む建築材料が使用されている建築物を解体、改造または補修する際の、石綿飛散を防止する措置に対する財政的支援制度を広範に設けること。
- 6 緊急性を要する教育関係施設等におけるアスベストの飛散防止措置については早急に、特段の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月4日

和歌山県議会議長 吉井 和 視

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

環境大臣